

令和4年4月18日
第1回総合計画審議会
資料 No. 2

○上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

改正 昭和48年6月30日条例第37号

昭和53年3月27日条例第26号

昭和57年9月28日条例第55号

昭和63年3月24日条例第1号

平成4年3月25日条例第27号

平成7年3月27日条例第3号

平成11年3月24日条例第6号

平成14年3月29日条例第10号

平成14年6月19日条例第35号

平成15年3月27日条例第4号

平成16年12月21日条例第189号

平成22年3月17日条例第1号

平成24年3月26日条例第9号

平成25年12月20日条例第57号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

- (5) 関係諸団体の役員及び職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第55号) 抄

(施行期日)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第28号で平成11年7月1日から施行）

附 則（平成14年条例第10号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第189号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。